

# 社会福祉法人 甲地 福社会

## 定 款 細 則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人甲地 福社会定款細則（以下「定款細則」という。）は、社会福祉法人甲地 福社会定款（以下「定款」という。）第40条の規定により、法人運営上の重要な事項の施行について定めるものである。

### (理事長等の専決事項等)

第2条 定款第24条の規定に定める理事長の専決事項は、別表1及び別表2のとおりとする。

### (監事による監査)

第3条 監事は、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）と事業報告及びその附属明細書（以下「事業報告等」という。）を受領したときは、定款第18条の規定により監査し、監査報告を作成する。

2 監査報告の内容は、社会福祉法施行規則（以下「省令」という。）に定めるところにより、次に掲げる事項とする。

#### (1) 計算関係書類

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 計算関係書類が法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ④ 追記情報
- ⑤ 監査報告を作成した日

#### (2) 事業報告等

- ① 監事の監査の方法及びその内容
- ② 事業報告等が法令又は定款に従い法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- ③ 法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときはその事実
- ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その事実
- ⑥ 監査報告を作成した日

- 3 省令第2条の28第5項及び第2条の37第5項の規定により、計算関係書類の監査及び事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の内容を通知すべき監事を定めることができる。
- 4 省令第2条の28第4項第1号及び第2条の37第4項第1号の規定により、計算関係書類の監査及び事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の通知を受ける理事を定めることができる。
- 5 全ての監事（第3項の規定により通知すべき監事を定めた場合は当該監事）は、計算関係書類については省令第2条の28第1項に規定する通知期限までに、事業報告等については省令第2条の37第1項に規定する通知期限までに、計算関係書類又は事業報告等の作成に関する職務を行った理事（前項の規定に基づき通知を受ける理事を定めた場合は当該理事）に対し、通知しなければならない。

（定款細則の変更）

第4条 この定款細則の改廃は、理事会の決議を得て行う。

#### 附 則

- 一. この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 一. この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 理事長の専決事項及び理事長専決権の受任者

	専決事項	理事長専決権 の受任者 施設長
1	予算編成及び決算調整に関すること。	
2	予算の流用、予備費の計上及び使用	
3	寄附の募集事務及び受入れに関すること。 (法人運営に重大な影響があるものを除く。)	
4	債権の免除・効力変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。(法人運営に重大な影響があるものを除く。)	
5	法人の組織及び権限に関すること。 (法人運営に重大な影響があるものを除く。)	
6	入所利用者の決定及び利用契約締結者	○
7	施設長・副園長の任免その他重要な人事を除く職員の任免	
8	職員の人事配置に関すること。 (施設長・副園長の重要な役職を除く。)	○
9	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること。	○
10	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。	○
11	職員の昇給・昇格基準の決定に関すること。	○
12	職員の昇給者・昇格決定者に関すること。	○
13	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関すること。	○
14	職員の表彰、制裁、解雇に関すること。	○
15	職員の人事記録及び身分証明書に関すること。	○
16	職員の諸手当に関すること。	○
17	職員の健康診断の実施に関すること。	○
18	職員の福利厚生に関すること。	○
19	職員の研修に関すること。	○
20	諸証明に関すること。	○
21	入所者・利用者の日常の処遇に関すること。	○
22	自動車の運行管理に関すること。	○
23	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する こと。	
24	資産管理の種類の変更に関すること。	
25	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関すること。	○
26	過誤納金の充当又は還付に関すること。	

27	設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。	
28	建設工事請負や物品納入の契約のうち、次のような軽微なもの。 ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入で1件が10万円以内のとき。 イ 施設設備の保守管理、物品の修理等で1件が50万円以下のとき。 ウ 緊急を要する物品の購入等（災害・故障・保守管理関係に限定）で1件が100万円以下のとき。	○
29	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関すること。	○
30	上記以外の支出等	別表2による

別表2 支出に係る決裁基準表

項目	決裁権者及び決裁金額	
	業務執行理事	理事長
①基本財産以外の固定資産・物品等の購入		購入総額が100万円以下
②基本財産以外の固定資産等の除却、物品等の廃棄 (法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。)		帳簿価格が100万円以下
③基本財産以外の固定資産の改良		1件の金額が20万円以下
④教育・研修に要する費用の支出		
⑤その他の費用の支出		1件の金額が10万円以下
⑥手形の振出し	—	○
⑦手形の引受、割引	—	○
⑧予算の項目間の流用		
⑨金融機関の取引の開始又は廃止	—	○
⑩契約の締結	—	○

※ 別表の「項目」及び「金額」は例示となります。「項目」、「金額」及び「業務執行理事の職務内容」については、各法人においてご検討をお願いします。

※ 今回お示ししております定款細則案は、職務権限の内容も合わせて記載しておりますが、別途業務執行理事に係る職務権限規程を定めることも可能です。